

岡谷市民病院（介護予防）訪問リハビリテーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 岡谷市民病院が実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、リハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問リハビリテーション等の従業者は、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを提供する。

（病院の名称及び所在地）

第3条 事業を行う病院の名称および所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 岡谷市民病院

（2）岡谷市本町四丁目11番33号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 指定訪問リハビリテーション等の従事者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）医師 1人以上

医師は、他の従業者と共同して、利用者の状況に応じた指定訪問リハビリテーション等サービスを提供するとともに、指定訪問リハビリテーション等に携わる従業員の管理、指導を行う。

（2）理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士 1人以上

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、適切なリハビリテーションをサービス計画に沿って行う。

（3）事務職員 1人

事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間 午前9時から午後5時00分までとする。

（利用者の定員）

第6条 指定訪問リハビリテーション等の利用者の定員は、25人とする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第7条 指定訪問リハビリテーション等の従事者は、(要介護者等)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービス計画に基づき理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定訪問リハビリテーション等利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、往復1回500円を徴収する。ただし、中山間地域に居住する者に対するサービス提供加算を適用する場合は除く。

3 前項にかかる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

(通常の事業の実施地域)

第9条 指定訪問リハビリテーション等の実施地域は、岡谷市、諏訪市、下諏訪町、辰野町とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者がリハビリテーションの提供を受ける際に注意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 利用時に、施設内で行われるリハビリテーションに関する説明を受け、十分に理解をした上でサービスを受けるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	事業管理者
防災訓練	年2回
避難訓練	年2回
通報訓練	年2回

(緊急時等対応方法)

第12条 指定訪問リハビリテーション等の従事者は、リハビリテーションの実施中に、利用者の病状の急変及びその他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに、管理者に報告する。

(業務継続計画の策定)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 指定訪問リハビリテーション等職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第14条 感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 2 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催します。その結果を指定訪問リハビリテーション等職員に周知徹底します。
- 3 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- 4 感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

(虐待の防止)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、指定訪問リハビリテーション等職員に周知徹底を図ります。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 4 虐待防止のための研修を年に1回以上実施します。
- 5 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(ハラスメント対策)

第16条 職場におけるハラスメントの内容やハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等、必要な処置を講じます。なお、ハラスメントについては事業者内に限らず、利用者および家族等から受けるものも含まれます。

(その他の運営に関する重要事項)

第17条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年2回

(内容：災害時業務継続計画、虐待対応、身体拘束、認知症等)

- 2 他のサービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者あるいはその家族の同意を得る。
- 3 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者は、従業員でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。
- 5 利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する諸記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。なお、苦情及び事故に関する記録は5年間とする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、岡谷市病院事業管理者及び岡谷市民病院長、事業の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。